

## 秋田県産業労働部商業貿易課関係補助金等交付要綱

秋田県産業労働部商業貿易課関係補助金等の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業等及び補助金等の額等）

第1条 秋田県産業労働部商業貿易課関係補助金及び負担金（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事務又は事業（以下「補助事業等」という。）、補助金等の率又は額、補助事業等を行う者（以下「補助事業者」という。）及び交付申請書等の提出先等は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金等の交付の申請）

第2条 財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金等申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 事業実施計画書
- 二 収支予算書（様式第2号）
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めるもの

3 補助事業者は、第1項の補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金等交付の条件等）

第3条 補助金等の交付を決定するに当たっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- 一 補助金等を目的以外に使用しないこと。
- 二 次に掲げる場合は、予め知事の承認を受けること。
  - (一) 総事業費の20%を超える増減がある場合
  - (二) 補助金等所要額が交付決定額を超える場合
  - (三) 補助金等所要額が交付決定額の20%を超える減額となる場合
  - (四) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合

三 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

四 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

2 前項二号の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

- 一 補助事業等変更承認申請書（様式第3号）

二 補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

- 3 前二項に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項については、別に条件を付するものとする。

（交付決定通知等）

第4条 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書（様式第5号）によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更書（様式第6号）によるものとする。

- 2 知事は、前条第2項第2号による申請書を受けた場合において、申請書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その申請に係る補助事業等の状況を確認し、不相当である場合を除き補助事業等中止（廃止）承認書（様式第7号）を交付するものとする。

（事業着手）

第5条 事業の着手は、原則として補助金等の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るうえで、緊急やむを得ない事情により補助金等交付申請から補助金等の交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を明記した交付決定前着手届（様式8号）を知事に提出した後に着手するものとする。

- 2 前項ただし書の規定による補助金等の交付決定前に事業を着手できる補助金等は、別表第2に定めるものとし、補助金等の交付決定前に事業を着手しようとする者は、当該着手について知事は一切の責任を負わず、当該着手に係る全ての損失等は自らの責任であることを了知して着手するものとする。

（状況報告）

第6条 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況報告書（様式第9号）により、別表第1に定める日まで提出するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき又は第4条第2項の規定による補助事業等の中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに財務規則第255条に規定する補助事業等実績報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 事業実績書

二 収支精算書（様式第11号）

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めるもの

- 3 補助事業者は、第2条第3項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

（補助金等の支払等）

第8条 補助事業者は、補助金等の支払を受けようとするときは、請求書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

- 2 財務規則第258条第3項及び第4項の規定により概算払をすることができる補助金等の種類及び限度額は別表第3に定めるとおりとし、補助金等の概算払を受けようとする

る補助事業者は、補助金等概算払申請書（様式第13号）に請求書を添えて提出するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金等の返還）

第9条 補助事業者は、第2条第3項ただし書の規定により交付申請した場合は、第7条第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により補助金等に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し当該消費税等仕入控除税額について期限を定めて返還を命ずるものとする。

3 前項の消費税等仕入控除税額の返納期限は、当該命令のなされた日から起算して20日を経過した日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて財務規則第260条第1項に定める率で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産処分の制限等）

第10条 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は別表第4に掲げるものとする。ただし、当該補助事業等の完了後同表に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 前項の規定による知事の承認の申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第14号）によるものとする。

（手続きの一部省略）

第11条 財務規則第263条の規定により、手続きの一部を省略することができる補助金等は、別表第5に定めるとおりとする。

（要領への委任）

第12条 この要綱の施行に関し別に定める事項がある場合は要領で定める。

（特例）

第13条 次に掲げる補助金等の事業については、この要綱によらないものとする。

- 一 新規航路等開設促進支援事業（船社助成）補助金
- 二 荷主定着化促進事業（荷主支援）奨励金に係る負担金

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(別表第1)

商業貿易課関係補助金等の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	状況報告提出期限	実績報告書提出期限	提出先
秋田県商店街振興組合指導事業費補助金	秋田県商店街振興組合連合会が行う事業に要する経費を補助することにより、中小小売商業の振興に寄与する。	秋田県商店街振興組合指導事業	別に定める経費	補助対象経費の4/5以内、かつ予算の範囲内 ただし、その金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする	秋田県商店街振興組合連合会	9月30日現在における遂行状況について10月5日まで ただし、補助金の交付の決定がなされた日が10月1日以降であるときはこの限りではない	補助事業を完了した日から30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日	商業貿易課
がんばる中小企業応援事業費補助金(非製造業)	意欲を持って自社の競争力強化を図ろうとする中小企業(がんばる中小企業)に対し、ハード・ソフトの両面から支援することにより、県内産業の活性化に資することを目的とする。	がんばる中小企業応援事業	別に定める経費	別に定める率及び額 ただし、その金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする	別に定める者	9月30日現在における遂行状況について10月10日まで	補助事業を完了した日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商業貿易課
攻めのサービス産業等応援事業費補助金	自社の強みやIoT等の先進技術を活かした新事業の創出を促進し、更なる成長を目指す中小企業を支援することにより、県内産業の活性化に資することを目的とする。	攻めのサービス産業等応援事業	別に定める経費	別に定める率及び額 ただし、その金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする	別に定める者	9月30日現在における遂行状況について10月10日まで ただし、補助金の交付の決定がなされた日が10月1日以降であるときはこの限りではない	補助事業を完了した日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商業貿易課

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	状況報告提出期限	実績報告書提出期限	提出先	
あきた起業促進事業費補助金	起業家意識の醸成、起業準備、起業、起業初期の各段階を貫いた切れ目のない起業支援を県内各地で実施することに要する経費を補助し、地域経済の活性化を促しながら、県内における開業率の向上を図る。	起業家育成事業	高校生等起業体験	講師謝金、旅費、需用費（消耗品等）、役員費、使用料、模擬会社への出資金、その他知事が必要と認めるもの	補助対象経費の10/10以内、かつ予算の範囲内	秋田県商工会連合会、秋田県内に所在する各商工会議所、その他知事が特に必要と認める者	-	補助事業を完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商業貿易課
			起業スキル習得塾	講師謝金、旅費、チラシ、会場使用料、その他知事が必要と認めるもの	補助対象経費の10/10以内、かつ1回の起業スキル習得塾開催に当たり40万円以内				
			起業塾受講者等個別サポート事業	講師謝金、旅費、チラシ、その他知事が必要と認めるもの	補助対象経費の10/10以内、かつ40万円以内				
		起業支援事業	通常枠 Aターン 起業・移住起業枠	負担金補助及び交付金	補助対象経費の10/10以内、かつ予算の範囲内の額				
あきた起業促進事業費補助金	起業家意識の醸成、起業準備、起業、起業初期の各段階を貫いた切れ目のない起業支援を県内各地で実施することに要する経費を補助し、地域経済の活性化を促しながら、県内における開業率の向上を図る。	インキュベーション・マネージャー養成支援事業	旅費、研修負担金、その他知事が必要と認めるもの	補助対象経費の10/10以内、かつ535千円以内					
		起業支援室設置事業	起業支援室設置に要する経費一式	補助対象経費の10/10以内、かつ50万円以内					

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類		対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	状況報告提出期限	実績報告書提出期限	提出先
海外展開支援事業費補助金	中小企業者及び事業組合等が行う海外展開活動に対し、その経費の一部を助成することにより、海外取引の拡大に資する	海外展開支援事業	一般枠 県内商社販路開拓支援枠	別に定める経費	別に定める率及び額	別に定める者	—	補助事業を完了した日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日	商業貿易課
一般社団法人秋田県貿易促進協会支援事業費補助金	「一般社団法人秋田県貿易促進協会」の事業にかかる経費を補助し、県の経済交流及び貿易拡大事業を補完させる。	一般社団法人秋田県貿易促進協会支援事業		別に定める経費	補助対象経費の 10/10 以内、かつ予算の範囲内	一般社団法人秋田県貿易促進協会	—	補助事業を完了した日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日	商業貿易課

(別表第2)

交付決定前に事業着手できる補助金等

補助金等の名称	海外展開支援事業費補助金（一般枠）
---------	-------------------

## (別表第3)

## 概算払することができる補助金等

補助金等の名称	補助事業等の種類		補助事業者	概算払ができる率又は額
秋田県商店街振興組合指導事業費補助金	秋田県商店街振興組合指導事業		秋田県商店街振興組合連合会	交付決定額の10/10以内
あきた起業促進事業費補助金	起業家育成事業	高校生等起業体験	秋田県商工会連合会、秋田県内に所在する各商工会議所、その他知事が特に必要と認める者	交付決定額の10/10以内
		起業スキル習得塾		
	起業塾受講者等個別サポート事業			
	起業支援事業	通常枠		
		Aターン起業・移住起業枠		
	インキュベーション・マネージャー養成支援事業			
起業支援室設置事業				
海外展開支援事業費補助金	県内商社販路開拓支援枠		別に定める者	交付決定額の10/10以内
一般社団法人秋田県貿易促進協会支援事業費補助金	一般社団法人秋田県貿易促進協会支援事業		一般社団法人秋田県貿易促進協会	交付決定額の10/10以内



(別表第4)  
処分制限財産の指定

補助金等の名称	財産の区分	対象財産	制限期間
秋田県商店街振興組合指導事業費補助金	取得原価が 50 万円以上の財産	補助事業により取得した財産及び効用の増加した財産	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号) に定める期間
がんばる中小企業応援事業費補助金	取得原価が 50 万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号) に定める期間 ただし、当該期間が 10 年を超えるものについては、10 年を限度とする。
攻めのサービス産業等応援事業費補助金	取得原価が 50 万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号) に定める期間 ただし、当該期間が 10 年を超えるものについては、10 年を限度とする。
あきた起業促進事業費補助金	取得財産が 50 万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号) に定める期間
海外展開支援事業費補助金	取得原価が 50 万円以上の財産	補助事業により取得した財産及び効用が増加した財産	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号) に定める期間

(別表第5)

手続きの一部を省略できる補助金等

補助金の名称	手続きを省略できる書類
あきた起業促進事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
海外展開支援事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書